

2. 7 災害時に発生する廃棄物

発災時に発生する災害廃棄物は、表 2-1 3に示す「災害により発生する廃棄物（以降、「がれき等」という。）」、「被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以降、「生活ごみ」という。）」及び「し尿」とします。

なお、表 2-1 4に示す貴重品や思い出の品等は可能な限り分別し、適切に処理します。

表 2-1 3 処理対象とする災害廃棄物

種類	内容	災害廃棄物例
災害により発生する廃棄物（その1）	混合廃棄物	—
	可燃物	
	不燃物	
	コンクリートがら	
	金属くず	

種類		内容	災害廃棄物例
災害により発生する廃棄物（その2）	木くず	柱・梁・壁材、水害などによる流木など	
	腐敗性廃棄物	畳や冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など	
	廃家電	テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン、パソコン等の家電類で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの	
	廃自動車等	使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車	
	廃船舶	使用できなくなった船舶	
	有害廃棄物	アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、フロン類・CCA 処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物	

種類		内容	災害廃棄物例
災害により発生する廃棄物（その3）	その他処理困難物	消火器、ボンベ類等の危険物やピアノ、マットレス等の自治体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど	
	土砂堆積物	河川上流部からの土石流や陸上に存在していた農地土壌等	
被災に伴い発生する廃棄物	家庭ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ	—
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど	—
し尿		仮設トイレ（災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供された汲取り式トイレ等の総称）等からの汲取りし尿	—

[資料：神奈川県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）]

[資料：環境省 災害廃棄物対策情報サイト（写真で見る災害廃棄物処理）]

[資料：東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録（環境省他、平成26年9月）]

[資料：廃石綿やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について（環境省、平成28年4月）]

表 2-14 貴重品や思い出の品等の内容と取り扱い方法

種類	内容	取り扱い方法
貴重品等	株券、金券、商品券、古銭、貴金属等	速やかに警察に届出
思い出の品	位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、ハンコ、貴金属類、PC、HDD、携帯電話、ビデオ、デジタルカメラ等	保管し、可能な限り所有者に引き渡し

[資料：災害廃棄物対策指針の【技1-20-16】貴重品・思い出の品の取扱い]

2. 8 組織体制・指揮命令系統

1) 組織体制及び業務内容

図 2-10 に発災時における町の災害対策本部の組織体制を示します。



[資料：寒川町災害対策本部要綱（別表第1）（寒川町、平成30年4月1日施行）を基に作成]

図 2-10 寒川町災害対策本部組織図

図 2-1 1 に災害廃棄物処理チームの組織体制を示します。主に災害廃棄物の処理に係る業務は環境班が担います。また、産業振興班及び農政班は必要に応じて環境班の業務に協力し、環境経済部で災害廃棄物の処理に対応します。その他、他自治体との調整や町民対応は他関係部署が業務を担います。表 2-1 5 に環境班の業務内容を、表 2-1 6 にその他関係部署の業務内容を示します。なお、各業務が円滑に遂行できるよう組織体制や応援人員の受入等については逐一検討します。

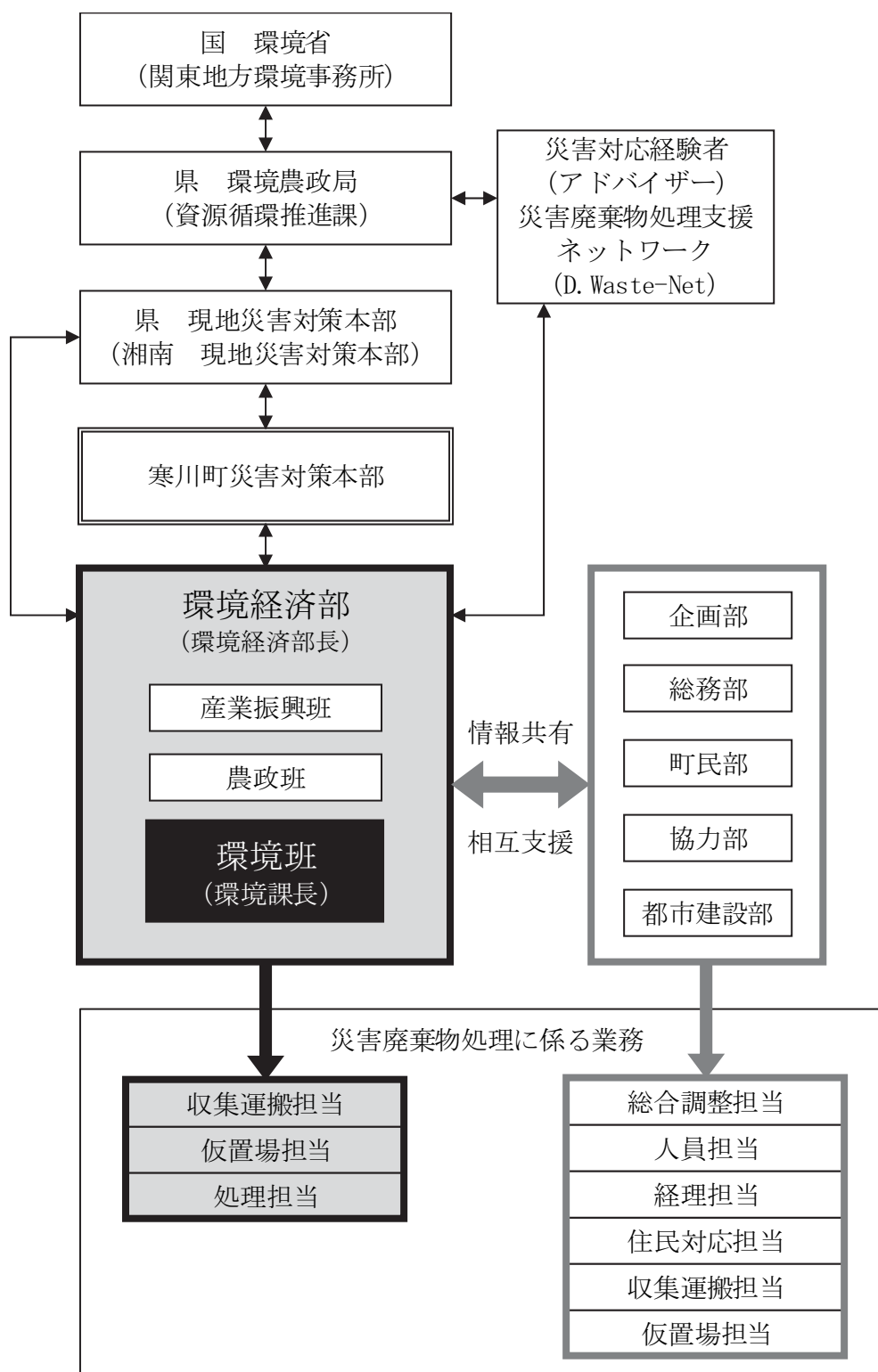


図 2-1 1 災害廃棄物処理チームの組織体制

表 2-15 環境班（災害廃棄物処理）に係る業務内容

環境班（災害廃棄物処理）に係る業務内容	
1 清掃施設の被害調査に関すること。 2 清掃施設応急に関すること。 3 災害ごみの受け入れに関すること。 4 災害時の公害監視及び処理に関すること。 5 清掃施設の補強整備に関すること。 6 有害物質等の安全確保体制に関すること。 7 災害時の環境保全に関すること。 8 広域リサイクルセンター及び美化センターの施設に関すること。 9 災害時のし尿処理に関すること。	
業務分担	
総括責任者 （環境課長）	・職員の安全確保及び安否確認 ・災害廃棄物の処理方針及び作業目標の設定 ・災害廃棄物処理各担当の設置・運営、進行管理
収集運搬担当	・仮設トイレの設置、維持管理、撤去 ・ごみ及びし尿（避難所・一般家庭）の収集運搬 ・一般廃棄物処理施設、車両等の資機材の状況確認 ・収集運搬委託の調整 ・がれき（路上廃棄物等）の収集運搬 ・家屋撤去事業の運営管理
仮置場 管理運用担当	・一次仮置場（可燃・不燃物等への分別）の設置、運営管理 ・二次仮置場等（粉碎等の中間処理）への収集運搬 ・仮置場の土地の復旧 ・災害廃棄物等に係る環境汚染防止処置に関すること
処理担当	・災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し ・施設運転委託事業者等との調整 ・二次仮置場（仮設処理施設含む）の設置、運営管理 ・国県、他市町村及び災害廃棄物処理協定団体への応援要請、調整 ・再生利用、最終処分の実施

表 2-16 他部署による災害廃棄物処理に係る業務内容

その他災害廃棄物処理に係る業務内容		主な関係部署
総合調整担当	・ 庁内部局との連絡調整 ・ 情報収集、被災状況の把握 ・ 外部との応援要請、調整	企画部（企画政策班）
人員担当	・ 派遣、支援団体、ボランティアとの連絡調整 ・ 人員確保、労務管理	総務部（総務班）
経理担当	・ 資金調達・予算管理、資機材調達等の契約 ・ 国庫補助金の予算管理	企画部（財政班）
	・ 資機材調達等の緊急支払い	協力部（会計班）
町民対応担当	・ 町民広報（ごみ・し尿の収集、仮設トイレ、仮置場、解体撤去）	企画部（広報戦略班）
	・ 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）の受付 ・ 町民問い合わせ対応	町民部（町民窓口班）
収集運搬担当	・ 道路、橋梁等の被災状況の把握	都市建設部（道路班）
仮置場担当	・ 空地状況の確認	都市建設部（都市計画班）
	・ 仮置場等の設計管理	都市建設部（道路班、下水道班、都市計画班、その他、都市建設部応援班） 総務部（施設再編班）

2) 人員の確保

(1) 庁内

災害時には災害廃棄物の収集運搬から仮置場の管理運用、処理までと業務内容が多岐に渡り、平常時では行っていない業務となります。そのため、人員が不足する場合には他部署に支援要請を行い、人員の確保を行います。特に災害廃棄物の処理事業には、国の補助金等を活用することから土木積算等による業務発注や工程管理などが必要となるため、土木や建築の知識と経験を有した職員の確保が必須となります。

(2) 庁外

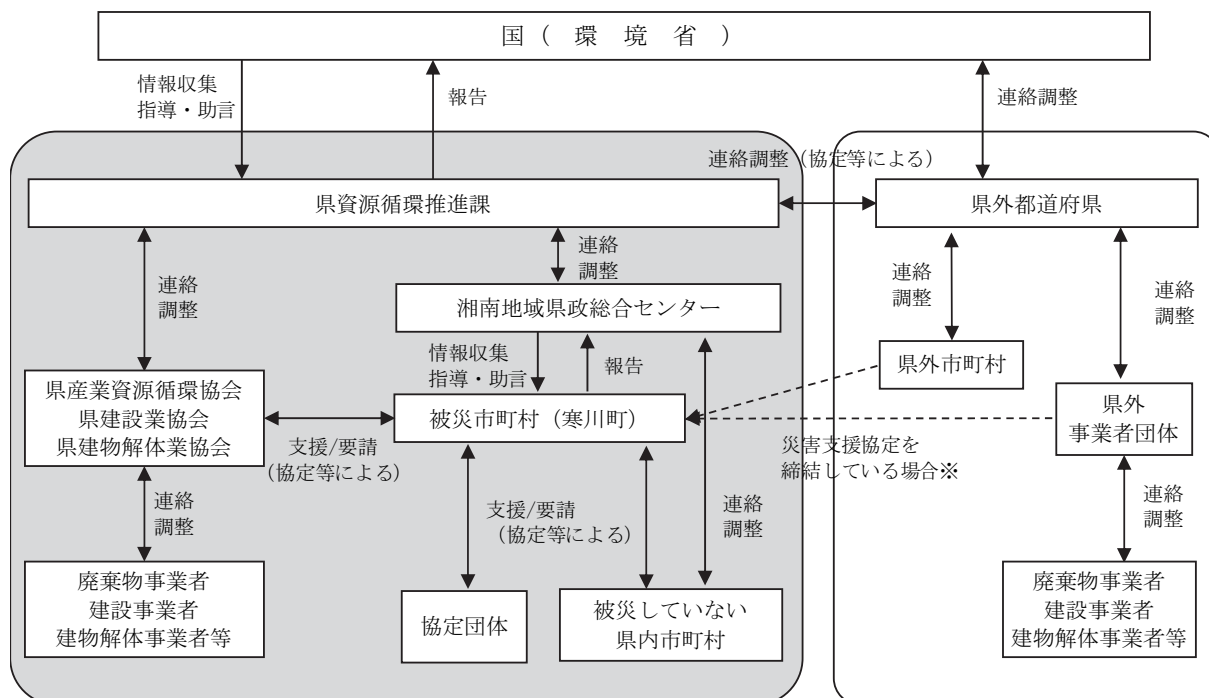
災害時には大量の災害廃棄物を処理する必要があるため、多くの人員を要します。庁内職員では災害廃棄物処理に対応しきれない場合は、湘南地域県政総合センターへ支援を要請し、他市町村からの応援職員を確保します。

2. 9 支援・受援

1) 県内外での協力・支援体制

図 2-1 2に県内外での協力・支援体制を示します。

発災時は、原則として表 2-1 7に示す広域ブロックを中心に災害廃棄物処理を実施します。また、状況に応じて表 2-1 8に示す地域県政総合センター所管区域の市町村、地域県政総合センター所管区域を越えた全県域における協力・支援体制を構築し、災害廃棄物処理を実施します。さらに、神奈川県内の廃棄物処理施設だけでは処理が困難な場合は、他都道府県と協力・支援体制を構築します。

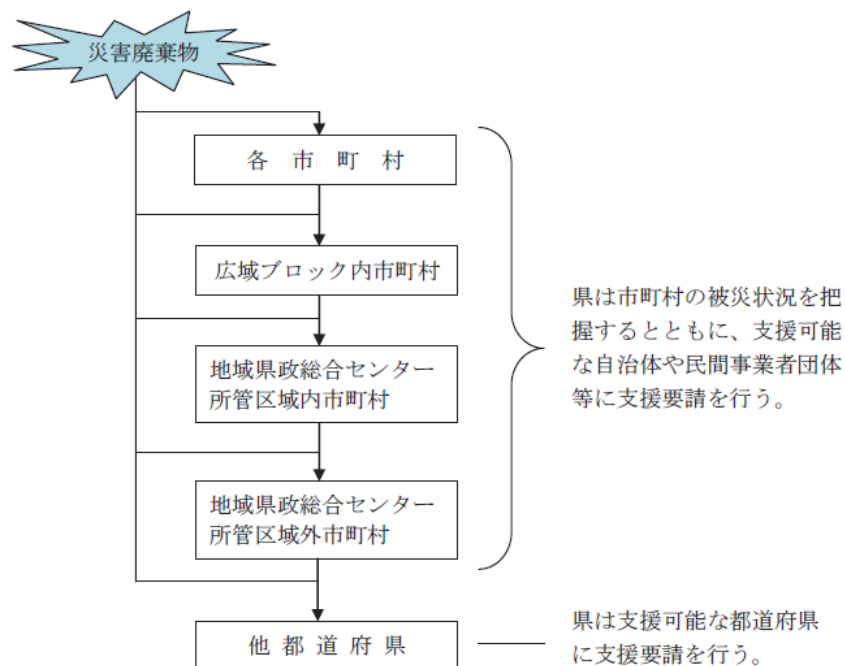


[資料：神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル（平成 29 年 3 月）] を一部修正

図 2-1 2 県内外での協力・支援体制

2) 支援要請の順位

県内で発生した災害廃棄物は、図 2-13 に示す支援要請の優先順位に基づいて処理を実施します。



[資料：神奈川県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月）]

図 2-13 支援要請の優先順位

表 2-17 神奈川県内の広域ブロック区分

ブロック名		構成市町村
横浜		横浜市
川崎		川崎市
相模原		相模原市
横須賀三浦	横須賀・三浦	横須賀市、三浦市
	鎌倉・逗子・葉山	鎌倉市、逗子市、葉山町
湘南東		藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西	平塚・大磯・二宮	平塚市、大磯町、二宮町
	秦野・伊勢原	秦野市、伊勢原市
大和高座		大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
厚木愛甲		厚木市、愛川町、清川村
県西	南足柄・足柄上	南足柄市、中井町、大井町、 松田町、山北町、開成町
	小田原・足柄下	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

[資料：神奈川県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月）]

表 2-18 地域県政総合センターの所管区域

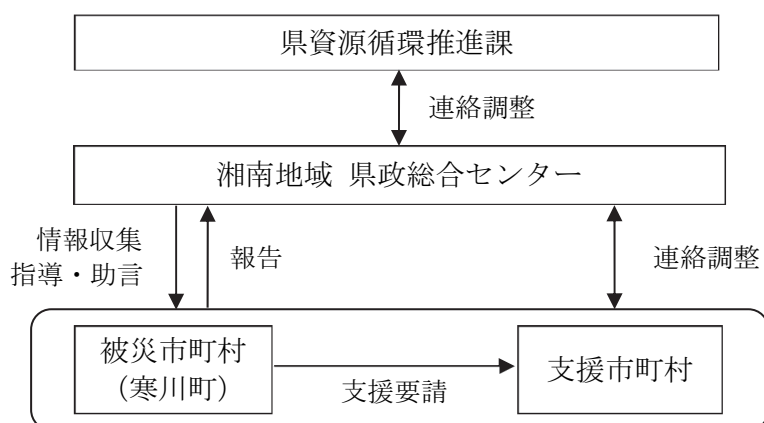
現地災害対策本部名	設置場所	所管区域
横須賀三浦 現地災害対策本部	横須賀三浦地域 県政総合センター内	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央 現地災害対策本部	県央 県政総合センター内	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南 現地災害対策本部	湘南地域 県政総合センター内	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
県西 現地災害対策本部	県西地域 県政総合センター内	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

[資料：神奈川県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月）]

3) 支援要請の方法

(1) 広域ブロック及び県政総合センター所管域の市町村への支援要請

町及び茅ヶ崎市の廃棄物処理施設で災害廃棄物が処理し切れない場合、湘南東ブロックの藤沢市に支援を要請します。また、湘南東ブロック内でも処理し切れない場合は湘南地域県政総合センターを通じて所管区域内の市町村に支援要請を行います。表 2-19 に他市町村との協定を示します。なお、湘南地域県政総合センターを経由せずに支援要請を行った場合は、支援要請後に湘南地域県政総合センターに報告します。



〔資料：神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル（平成 29 年 3 月）〕を一部修正

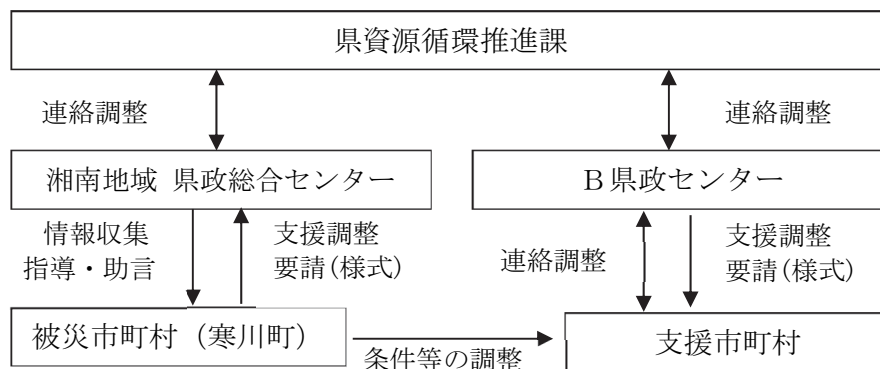
図 2-14 広域ブロック及び県政センター内での支援要請

表 2-19 他市町村との協定

協定名称	締結団体	支援事業
神奈川県湘南地域県政総合センター管内 5 市 3 町 1 一部事務組合間に於ける一般廃棄物の処理に係る相互援助協定書	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、 <u>寒川町</u> 、大磯町、二宮町、秦野市伊勢原市環境衛生組合	① 一般廃棄物等の処理（収集、運搬、破碎、焼却等） ② 一般廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供 ③ 一般廃棄物等の処理に必要な職員の派遣 ④ 上記に掲げるもののほか、一般廃棄物等の処理に関し必要な行為

(2) 湘南地域県政総合センター所管区域外の市町村への支援要請

湘南地域県政総合センター所管区域内の市町村で災害廃棄物が処理し切れない場合、図 2-15 に示すように湘南地域県政総合センターを通じて、所管区域外の市町村に支援要請を行います。

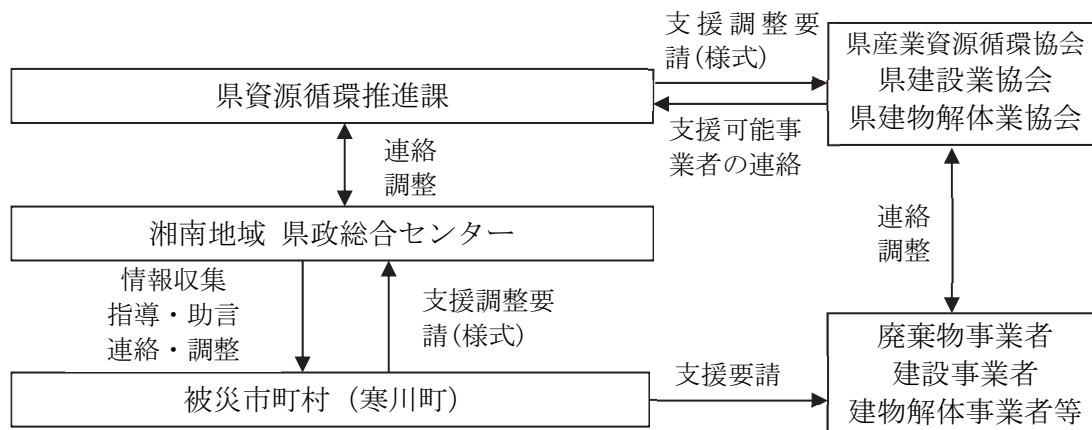


[資料：神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル（平成 29 年 3 月）] を一部修正

図 2-15 湘南地域県政総合センター所管区域外の市町村への支援要請フロー

（３）県協定締結３団体への支援要請

表 2-20 に示す神奈川県が協定締結している３団体に支援要請する場合は、図 2-16 に示すように湘南地域県政総合センターを通じて神奈川県から支援要請を行った上で、町と民間事業者間で支援に関する調整を行います。



〔資料：神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル（平成 29 年 3 月）〕を一部修正

図 2-16 県協定締結３団体への支援要請フロー

表 2-20 神奈川県協定締結団体一覧

協定名称	民間事業者名	支援事業
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	（公社） 神奈川県産業資源循環協会	① 災害廃棄物の撤去 ② 災害廃棄物の収集・運搬 ③ 災害廃棄物の処理・処分 ④ 上記に伴う必要な事項
地震等大規模災害時における災害廃棄物の撤去等に関する協定書	（一社） 神奈川県建設業協会	① 災害廃棄物の撤去 ② 上記に伴う必要な事項
地震等大規模災害時における損壊家屋等の解体等に関する協定書	（一社） 神奈川県建物解体業協会	① 損壊家屋等の解体 ② 災害廃棄物の撤去 ③ 上記に伴う必要な事項

〔資料：神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル（平成 29 年 3 月）〕

(4) 5市3町1一部事務組合の民間事業者への支援要請

5市3町1一部事務組合で協定締結しているDOWAエコシステムに支援要請をする場合は、図2-17に示すように藤沢市を通じて行います。また、湘南地域県政総合センターにも報告を行います。

表2-21にDOWAエコシステム株式会社との相互援助協定を示します。

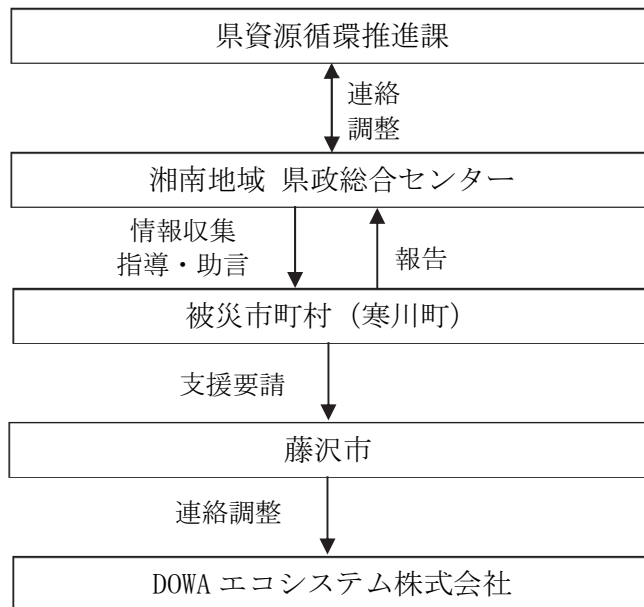


図 2-17 5市3町1一部事務組合の民間事業者への支援要請フロー

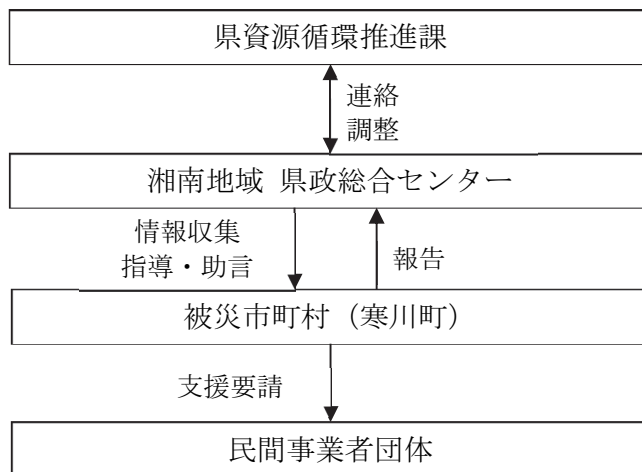
表 2-21 DOWA エコシステム株式会社との相互援助協定

協定名称	支援事業
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	① 一般廃棄物等の収集・運搬 ② 一般廃棄物等の処理・処分（再生を含む。） ③ 必要な人員、車両、資機材の提供 ④ その他、上記に伴う必要な事業

(5) その他町の協定締結団体への支援要請

その他町の協定締結団体以外に支援要請をする場合は、図 2-18 に示すように町が直接民間事業者団体へ連絡します。また、湘南地域県政総合センターにも報告を行います。

表 2-22 にその他の災害時の協定一覧を示します。



〔資料：神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル（平成 29 年 3 月）〕を一部修正

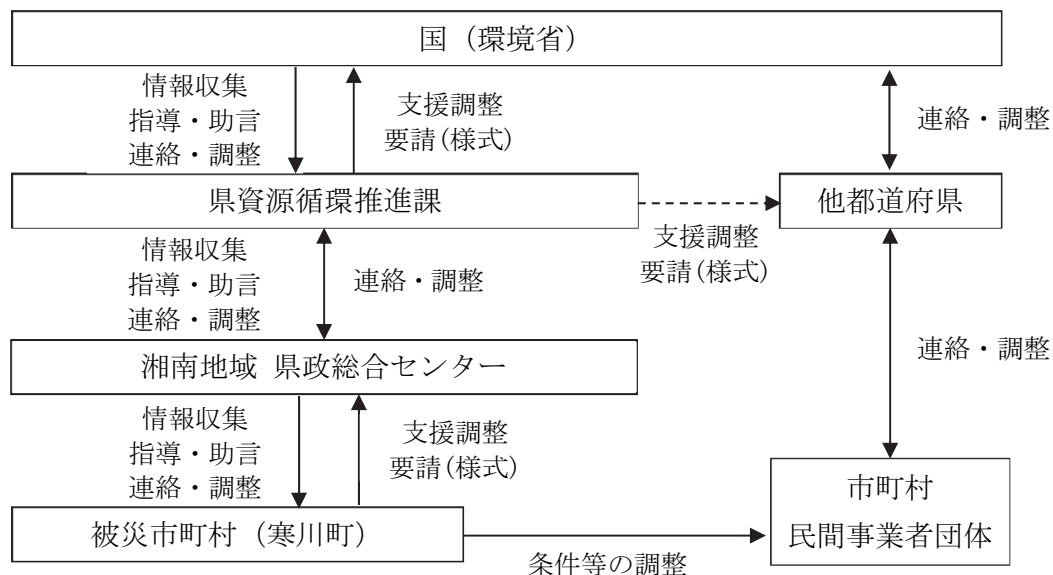
図 2-18 その他町の協定締結団体への支援要請フロー

表 2-22 その他の災害時の協定一覧（令和元年 8 月 21 日時点）

分野	No.	締結日	協定等名	協定締結先
相互支援・災害応急対策等	3	平成8年2月29日	姉妹都市災害時相互支援協定	寒河江市
	5	平成8年11月15日	災害時相互応援協定	藤沢市・茅ヶ崎市
	7	平成9年6月2日	災害時における相互応援に関する覚書	日本郵便(株)寒川郵便局
	19	平成19年3月28日	災害時等における相互応援協力に関する協定	海老名市・座間市・綾瀬市
	20	平成20年2月13日	社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部との災害応急対策に関する協定	一般社団法人 神奈川県自動車整備振興会 湘南支部
	22	平成20年5月2日	災害応急対策に関する協定	寒川建築組合
	23	平成23年7月1日	災害応急に関する協定	寒川町造園業協会
	31	平成24年3月29日	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定	神奈川県及び県内市町村
	33	平成24年4月20日	災害時における相互協力に関する協定	社会福祉法人 寒川町社会福祉協議会
	41	平成25年12月26日	災害時における物資の輸送等に関する協定	一般社団法人 神奈川県トラック協会
	44	平成26年7月1日	災害時における応急対策に関する協定	茅ヶ崎管工事業協同組合
	47	平成27年1月9日	災害応急活動等の協力に関する協定書	株式会社湘南ユニテック
災害援要派遣等・一般廃棄物収集運搬	59	平成29年12月13日	災害時における応急復旧活動に関する協定	神奈川県土木一般労働組合 茅ヶ崎寒川支部
	4	平成8年8月21日	湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町
	6	平成9年1月17日	寒川建設業協会との災害応急対策に関する協定	寒川建設業協会
	18	平成18年7月31日	災害救助犬の活動に関する協定	特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会
	21	平成20年2月29日	災害時における応援協力に関する協定	レンゴー株式会社 湘南工場
解体・撤去	58	平成29年11月27日	大規模災害時等における隊友会の支援協力に関する協定	公益社団法人 隊友会 神奈川県隊友会湘南支部
	62	平成31年2月6日	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	有限会社 寒川公衆衛生社
	15	平成15年2月26日	地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定	一般社団法人 神奈川県建物解体業協会
避難所支援	8	平成10年1月19日	災害時防災拠点応援活動に関する協定	寒川町婦人会
	10	平成10年9月1日	災害時における広域活動拠点に関する協定	J X 日鉱日石金属株式会社 倉見工場
	13	平成10年9月1日	災害時における広域活動拠点に関する協定	宗教法人 寒川神社
	14	平成10年9月1日	災害時における広域活動拠点に関する協定	日産工機株式会社
	25	平成23年10月7日	災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書	神奈川県立寒川高等学校
	34	平成24年12月25日	災害時における避難施設としての施設使用等に関する協定	神奈川県立茅ヶ崎養護学校
	43	平成26年7月1日	災害時における一時避難場所に関する協定	社会福祉法人恩賜財団 神奈川県同胞援護会
	56	平成28年11月15日	災害時における一時避難場所に関する協定	宗教法人 菅谷神社
災害広報	61	平成30年3月28日	大規模火災発生時等における指定緊急避難場所としての使用に関する協定	茅ヶ崎市静岡ビル保養・シコース・共同事業体 代表企業 静岡ビル保養株式会社
	17	平成18年4月6日	緊急放送の運用に関する協定	藤沢エフエム放送株式会社
	27	平成23年12月20日	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局
	35	平成25年2月27日	災害時における災害情報等の放送に関する協定	海老名エフエム放送株式会社
	36	平成25年2月27日	災害に対する啓発活動及び災害時の情報提供等に関する協定	茅ヶ崎・寒川新聞販売組合
	37	平成25年8月29日	災害時における災害情報の放送等に関する協定	株式会社ジェイコム湘南
	38	平成25年11月22日	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
	42	平成26年3月31日	防災行政無線再送信に関する覚書	株式会社ジェイコム湘南
消防	45	平成26年7月28日	災害時における災害情報等の放送に関する協定	株式会社湘南平塚コミュニティ放送
	64	令和元年8月21日	災害時における災害情報等の放送に関する協定	NPO法人 湘南さむかわラジオ
	1	昭和50年7月25日	消防相互応援協定	県内市町村
医療救護	2	昭和50年8月1日	神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書	県内市町村等消防長
	55	平成28年8月24日	防災士の活動等に関する協定	特定非営利活動法人 日本防災士会湘南支部
	26	平成23年12月1日	災害時における障害者の緊急時収容施設としての受入れに関する協定	社会福祉法人 翔の会
	28	平成24年2月8日	災害時における要援護高齢者の緊急受入に関する協定	社会福祉法人 千寿会
	29	平成24年3月22日	災害時における要援護高齢者の緊急受入に関する協定	宗教法人 寒川神社
物資・資機材調達供給	32	平成24年4月9日	災害時における要援護高齢者の緊急受入に関する協定	社会福祉法人 吉祥会
	40	平成25年12月26日	災害時における動物救護活動に関する協定	茅ヶ崎寒川獣医師会
	63	平成31年2月15日	災害時における要支援高齢者の緊急受入に関する協定	社会福祉法人 湘南広域社会福祉協議会
	9	平成10年1月19日	災害時におけるLPガスの災害対策資機材などの提供及び応援要員の派遣に関する協定	公益社団法人 神奈川県エルピーガス協会 湘南支部 茅ヶ崎・寒川部会
	11	平成10年9月1日	災害時における飲料水の調達に関する協定	キリンビバレッジ株式会社 湘南工場
	12	平成10年9月1日	災害時における応急必需食糧の調達に関する協定	敷島製パン株式会社 バスコ湘南工場
	16	平成17年9月1日	応急給水支援に関する覚書	企業庁
	24	平成23年8月10日	災害時等における燃料供給に関する協定	神奈川県石油商業組合 新湘南支部 寒川部会
	30	平成24年3月29日	災害時における米穀等の調達に関する協定	さがみ農業協同組合
	39	平成25年12月20日	災害時等における生活必需物資の調達に関する協定	富士シティオ株式会社
その他	46	平成26年12月25日	災害時における応急対策資機材の供給に関する協定	株式会社アクティオ
	49	平成28年3月9日	災害時等における仮設トイレ等の供給に関する協定	株式会社ハマネツ
	60	平成30年3月20日	災害時等における生活必需物資の調達に関する協定	マックスバリュ東海株式会社
	48	平成27年5月25日	災害時における身元不明遺体の身元確認の協力に関する協定	茅ヶ崎市・茅ヶ崎警察署・一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会
	50	平成28年3月9日	災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定	茅ヶ崎市葬祭業者連絡会
	51	平成28年3月9日	災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定	神奈川県葬祭業協同組合・神奈川県霊柩自動車協会
	52	平成28年3月9日	災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定	株式会社神奈川葬祭
	53	平成28年3月9日	災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定	一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
	54	平成28年3月18日	災害時における上空からの情報収集に関する協定	株式会社ビューロジェネロ
	57	平成29年2月23日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン

(6) 県外への支援要請

神奈川県外に支援要請を行う場合には、図 2-19 に示すように町から湘南地域県政総合センターに支援要請を行います。なお、湘南地域県政総合センターに支援要請を行う際には支援調整要請書を送付します。その後、町は他都道府県から連絡を受けた他市町村や民間事業者団と支援に関する条件等の調整等を行います。



[資料：神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル（平成 29 年 3 月）] を一部修正

図 2-19 県外への支援要請フロー

4) 受援体制

(1) 受援体制の構築について

他市町村や民間事業者団体からの支援を受け入れる（受援）にあたり、その支援を効果的なものとするためには、平常時から事前準備（受援体制の構築）を行います。表 2-23 に支援者を受け入れる場合の事前準備について示します。なお、支援を受ける際の留意事項として、支援者に災害廃棄物対応スケジュールや廃棄物の分別方法等の情報共有を行います。

表 2-23 支援者を受け入れる場合の事前準備

項目	準備内容
業務内容の検討	・大量の人的・物的資源を必要とする業務や経験や専門的スキルを必要とする業務で町の組織体制や能力だけでは実施が困難な業務の検討
場所の確保	・支援者が執務できる場所や活動拠点における作業場所、待機・休憩場所の準備 ・支援側の駐車場の準備
資機材等の提供	・執務や活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で準備
執務環境の整備	・執務できる環境（机、いす、電話、インターネット回線等）の整備
宿泊場所に関するあっせん等	・支援者の宿泊場所の確保は、基本的に支援側の対応とするが、必要に応じて避難所になっていない公共施設や庁舎の会議室等の使用を検討 ・長期的な支援を受ける場合は、支援者のための仮設住宅等を検討

表 2-24 応援業務（例）

基本的な枠組み	職種・業務別	応援の種類
都道府県からの短期派遣	一般事務	避難所運営支援
		物資集積拠点支援
		住家被害認定調査支援
		窓口業務（申請相談・申請受け付け等）支援
	土木建築系職種	土木・農業土木・林業土木・建築・電気・機械職などの係る業務
	医療・福祉系職種	医師・看護師・保健師・薬剤師・福祉職などの係る業務
	農林水産系職種	農業・水産・獣医・林業に関する業務
	環境系職種	化学・環境に関連する業務
	教育系職種	教諭・児童カウンセラーなどの係る業務
各都道府県調整による民間団体等の短期派遣	その他	マネジメント支援（幹部職員の派遣）
	医療系	民間病院等による DMAT、DPAT
	福祉系	社協、障害者協会、介護事業者等による要介護者、障害者支援及びこころのケア等
	公衆衛生系	病院等による公衆衛生対策等
	水道工事業者等	水道工事業者等による水道応急復旧等
	応急危険度判定	建築士会等による応急危険度判定等
	住家被害認定	建築士会等による住家被害認定

[資料：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府、平成 29 年 3 月）]

(2) ボランティアの受け入れ

図 2-20 にボランティアの受け入れ体制を示します。町災害対策本部と社会福祉協議会が情報提供・連携してボランティアの受け入れを行います。また、環境省が全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）と情報共有・連携してボランティア団体の連絡先を確認します。その後、神奈川県を通じて災害対策本部にボランティア団体の連絡先が共有されます。

被災地でのボランティア活動は、災害廃棄物処理に係わるものとして①災害廃棄物の撤去・泥出し・被災家財出し、②貴重品や思い出の品等の整理・清掃等が挙げられます。また、ボランティア活動を行う前に災害廃棄物の分別方法や搬出方法、保管方法、注意事項について説明します。なお、ボランティアの装備は基本的に自己完結ですが、個人で持参できないものについては災害ボランティアセンター等で準備を行います。表 2-25 に災害廃棄物関連ボランティアに必要な物資及び標準的な装備の例を示します。

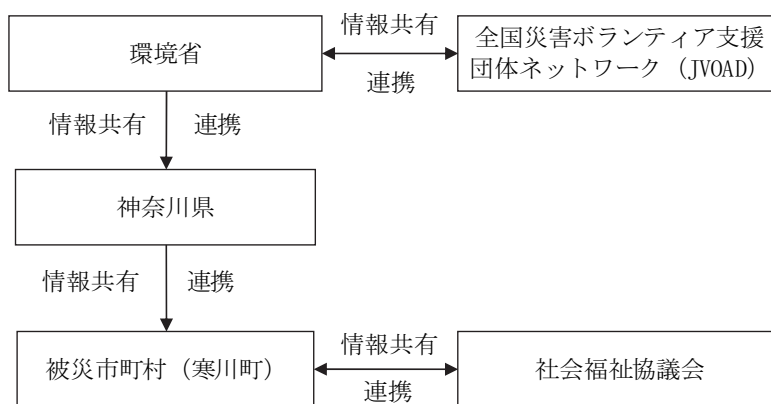


図 2-20 ボランティア受け入れ体制

表 2-25 災害廃棄物関連ボランティアに必要な物資及び標準的な装備の例

災害廃棄物関連ボランティアに必要な物資の例
・ 木工用カッターやノコギリ等（畳や角材の切断、場合によっては木製家具等の破碎のため） ・ スコップ（泥の排出のため） ・ フレコンバッグ※等泥入れ ・ 手押し車 ・ （場合によってお掃除用の）バケツ・ホース・雑巾・ゴミ袋
災害廃棄物関連ボランティアの標準的な装備の例
・ 汚れてもよい服装（長袖、長ズボン）、底に鉄板の入った安全靴、帽子・ヘルメット、着替え ・ 防じんマスク、安全ゴーグル・メガネ ・ 軍手（できればゴム製）、ゴミ袋、タオル、除菌ウェットティッシュ、消毒液、虫除けスプレー（夏場は必需） ・ （災害初期等）テントと寝袋 ・ 食料、飲料水、簡易トイレ ・ 身分証明書（運転免許証、健康保険証等）、常備薬（目薬、うがい薬等） ・ ラジオ（余震等の情報をスムーズに得て二次災害を防止するため）等

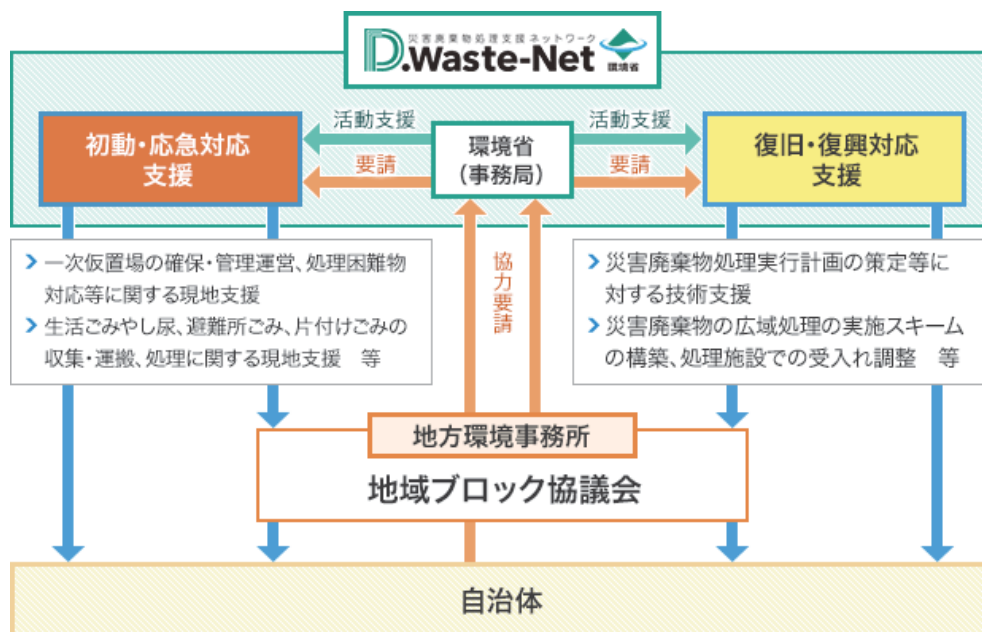
※フレキシブルコンテナバッグの略称。丈夫な化学繊維で織られたシートとベルトより構成される大きな袋で、一般的に、粉末や粒状物の重量物を保管・運搬するために用いられる。土嚢（どのお）等としての利用もよく見かける。専門店やホームセンターで入手可能である。

[資料：災害廃棄物対策指針の【技 1-21】被災地でのボランティア参加と受け入れ]

(3) 災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)

平成 27 年 9 月に環境省が事務局となって自治体等における災害廃棄物対策への支援体制を強化するため、有識者や関係団体等からなる D.Waste-Net が発足されました。図 2-2 1 に D.Waste-Net の支援体制を、表 2-2 7 に D.Waste-Net のメンバー構成を示します。

D.Waste-Net は、環境省から協力要請を受けて、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるように、「平常時」と「発災時」の各局面において、表 2-2 6 に示す機能・役割を有します。



[資料：環境省ホームページ (D.Waste-Net)]

図 2-2 1 D.Waste-Net の支援体制

表 2-2 6 D.Waste-Net の機能・役割

対応区分		機能・役割
平常時		・自治体による災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成、防災訓練等への支援
		・災害廃棄物対策に関するそれぞれの対応の記録・検証、知見の伝承
		・D.Waste-Net メンバー間での交流・情報交換等を通じた防災対応力の維持・向上等
発災時	初動・応急対応 (初期対応)	・研究・専門機関 被災自治体に専門家・技術者を派遣し、処理体制の構築、生活ごみ等や片付けごみの排出・分別方法の周知、片付けごみ等の初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援等 ・一般廃棄物関係団体 被災自治体にゴミ収集車等や作業員を派遣し、生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援等（現地の状況に応じてボランティア等との連携も含む）
	復旧・復興対応 (中長期対応)	・研究・専門機関 被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、被災自治体による二次仮置場及び中間処理・最終処分先の確保に対する技術支援等 ・一般廃棄物関係団体 災害廃棄物処理の管理・運営体制の構築、災害廃棄物の広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受入れ調整等

[資料：環境省ホームページ (D.Waste-Net)]

表 2-27 D.Waste-Net のメンバー構成

初動・応急対応 (初期対応)	研究・専門機関	国立研究開発法人 国立環境研究所 一般社団法人 廃棄物資源循環学会 公益財団法人 廃棄物・3R 研究財団
	専門機関	公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 公益社団法人 におい・かおり環境協会 一般財団法人 日本環境衛生センター 公益社団法人 日本ペストコントロール協会
	自治体	公益社団法人 全国都市清掃会議
	一般廃棄物関係団体	全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 全国環境整備事業協同組合連合会 一般社団法人 全国清掃事業連合会 一般社団法人 日本環境保全協会
復旧・復興対応 (中長期対応)	研究機関・学会	国立研究開発法人 国立環境研究所 公益社団法人 地盤工学会 一般社団法人 廃棄物資源循環学会
	専門機関	一般財団法人 日本環境衛生センター
	廃棄物処理関係団体	一般社団法人 環境衛生施設維持管理業協会 一般社団法人 セメント協会 公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 一般社団法人 泥土リサイクル協会 一般社団法人 日本環境衛生施設工業会 一般社団法人 日本災害対応システムズ 一般社団法人 持続可能社会推進コンサルタント協会
	建設業関係団体	公益社団法人 全国解体工事業団体連合会 一般社団法人 日本建設業連合会
	輸送等関係団体	日本貨物鉄道株式会社 日本内航海運組合総連合会 リサイクルポート推進協議会

[資料：環境省ホームページ (D.Waste-Net)]

2. 10 情報収集

1) 情報収集の項目

表 2-28 に災害時における情報収集の項目を示します。収集した情報は、時間経過により更新されていくため、常に最新の情報を整理し環境課内及び関係部署等で共有します。また、収集した情報は災害対策本部に報告します。

表 2-28 情報収集項目とその目的及び確認先

項目	目的	確認先
上下水道の被災状況	・し尿発生量の推計 ・災害トイレの設置場所の検討	災害対策本部
建物の被災状況	・災害廃棄物量の推計	
避難所の開設場所及び 避難者数	・被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物量の推計 ・し尿発生量の推計 ・災害トイレ必要基数の算出 ・収集、運搬計画の検討	
道路交通情報 (道路啓開・規制)	・収集、運搬計画の検討	
浸水被害の状況	・災害により発生する廃棄物量の推計	
空地情報	・仮置場候補地の検討	環境班 都市建設部
廃棄物処理施設の被災状況	・処理能力の把握 ・必要自在の把握	環境班
収集・運搬車両の被災状況	・収集運搬体制の検討 ・仮置場や避難所等の運搬ルート of 検討	環境班
有害物質等の流出状況	・生活環境の維持	環境班
災害廃棄物処理チーム職員 の参集状況	・組織体制の検討	環境班

2) 情報収集の方法

災害発生時は、通信衛星を基盤とした情報通信網や防災行政無線、MCA 無線※を用いて情報収集を行います。その他に神奈川県や関係機関等との協力により情報収集を行います。

※複数の通信チャネルを多くの利用者が共用する法人向け業務用無線。(MCA=Multi Channel Access System の略)

2. 1 1 町民等への広報

1) 広報事項

表 2-29 に町民等へ広報が必要となる事項を示します。平常時より発災時の対応について町民等へ広報を行い、発災時に適切な対応が取れるようにします。

表 2-29 広報が必要となる事項

対応時期	発信内容	発信内容の詳細
平常時	・災害時の排出ルール	・災害廃棄物の排出ルールや排出場所等
初動期	・家庭ごみの分別及び収集方法	・分別方法や排出場所、収集日程等
	・し尿処理	・下水道管や終末処理施設の被災状況に基づくトイレ使用の可否 ・仮設トイレの設置状況、収集日程等
	・一次仮置場の設置状況	・設置場所、排出方法、排出可能時間等
	・有害廃棄物やその他処理困難物の取扱い方法	・品目、搬出方法、搬出場所等
	・災害廃棄物等処理に関する問い合わせ窓口	・窓口の電話番号、ホームページ情報等
応急対応期 (前半)	・災害廃棄物の排出方法	・排出方法、注意点
	・廃家電や廃自動車等の取扱い	・廃家電や廃自動車等の取扱い方法
	・被災家屋の取扱い	・罹災証明書の発行場所や家屋の解体方法
応急対応期 (後半)	・二次仮置場の設置状況	・設置場所や処理方法 ・直接搬入の可否、排出方法、排出可能時間等
	・災害廃棄物等処理実行計画	・災害廃棄物等の処理フロー ・処理スケジュール ・処理・処分の方法等
	・災害廃棄物等処理の進捗状況	・災害廃棄物等処理の進捗状況 ・今後のスケジュール
復旧・復興期	・災害廃棄物等処理の進捗状況	・災害廃棄物等処理の進捗状況 ・今後のスケジュール

2) 町民への情報提供

町民への情報提供は表 2-30 に示す手段を用いて行います。

表 2-30 町民への情報提供手段

項目	手段
広報・情報提供ツール	防災行政用無線、町ホームページ、CATV等マルチメディア、ラジオ、SNS、スマートフォンアプリ、消防無線、広報車、消防車、広報紙、ビラ・公告、掲示板、その他媒体

[資料：寒川町地域防災計画（平成 28 年 3 月）] を一部修正

3) ボランティアへの情報提供

発災後、災害廃棄物の分別・排出方法等について広報チラシ等を作成し、社会福祉協議会と情報共有を行います。その後、社会福祉協議会を通じてボランティアへ情報提供を行います。また、社会福祉協議会からの情報提供以外にも表 2-30 の情報提供手段を用いて情報提供を行います。

4) 事業者への情報提供

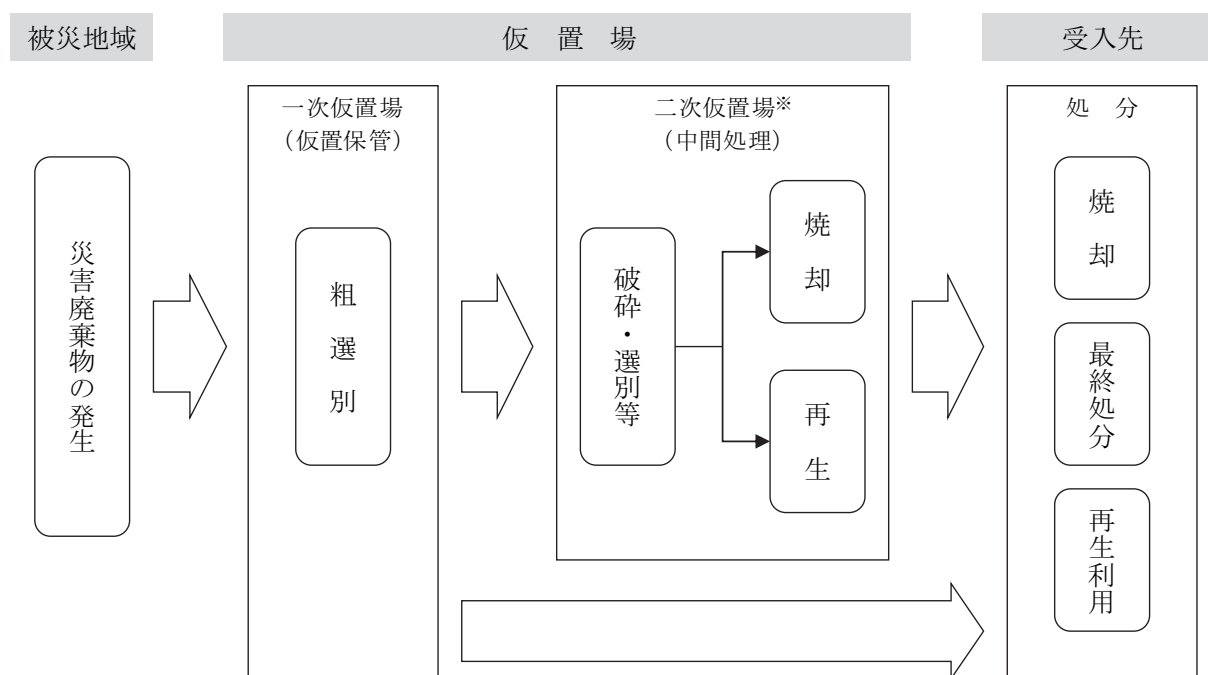
発災直後は処理施設の被災状況の確認や優先すべき廃棄物処理を行うため、一般廃棄物収集運搬業者や事業者の搬入は原則停止とします。その間は事業者にて廃棄物を保管することとし、処理施設に搬入可能になった段階で事業者へ周知を行います。なお、事業者への情報提供は、町民への情報提供手段を用いて周知します。

第3章 災害廃棄物の処理

3. 1 災害廃棄物の処理フロー

図 3-1 に災害廃棄物の処理フローを示します。災害廃棄物は可能な限り被災地域で分別し、一次仮置場に搬入します。また、一次仮置場では災害廃棄物の粗選別を行い、二次仮置場では必要に応じて破碎・選別や焼却等の仮設処理設備を設けて処理します。

表 3-1 に発災後の災害廃棄物の処理期間を示します。災害廃棄物の処理は発災後 3 年間で終了することを基本とします。



※二次仮置場に整備する設備（破碎・選別設備や焼却設備等）は、災害廃棄物発生量や施設の被災状況等を踏まえ、決定します。

[資料：神奈川県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月）]

図 3-1 災害廃棄物の処理フロー

表 3-1 発災後の災害廃棄物の処理期間

発災後 1 年目	発災後 2 年目	発災後 3 年目
被災地から災害廃棄物を撤去・搬出（発災後1年間程度）		
一次仮置場へ災害廃棄物の搬入及び粗選別等（発災後 1 年間程度）		
廃棄物処理施設や二次仮置場での災害廃棄物の処理・処分（発災後3年間程度）		
生活ごみ及びし尿の収集・運搬及び処理（避難場等が閉鎖及び下水道が復旧するまで）		

3. 2 被害想定及び災害廃棄物等発生量

1) 災害廃棄物等発生量

(1) 推計方法

表 3-2 に災害廃棄物の発生量の推計式を示します。

地震発生時は、速やかに建物の被害状況（被害区分別の被害棟数）を把握し、表 3-3 に示す発生原単位を乗じて災害廃棄物発生量を推計します。また、種類別発生量は地震被害の災害廃棄物発生量に表 3-4 に示す割合を乗じて推計します。

水害も地震同様に、浸水被害の状況（被害区分別の世帯数）を把握し表 3-5 に示す原単位を乗じて災害廃棄物発生量を推計します。また、種類別発生量は水害の災害廃棄物量に表 3-6 に示す割合を乗じて推計します。

表 3-2 災害廃棄物の推計式

項目		推計式
地震	災害廃棄物発生量	被害区分別の被害棟数（棟）×被害区分別の発生原単位（t/棟）
	種類別発生量	災害廃棄物発生量（t）×種類別の発生原単位（％）
水害	災害廃棄物発生量	被害区分別の世帯数（世帯）×被害区分別の発生原単位（t/世帯）
	種類別発生量	災害廃棄物発生量（t）×種類別の発生原単位（％）

[資料：災害廃棄物対策指針の【技 1-11-1-1】災害廃棄物等の発生量の推計]

表 3-3 地震災害の発生原単位

被害区分		発生原単位	備考
液状化・揺れ	全壊	161t/棟	対象地震：首都直下型地震
	半壊	32t/棟	対象地震：首都直下型地震
火災	木造	107t/棟	対象地震：首都直下型地震
	非木造	135t/棟	対象地震：首都直下型地震

[資料：災害廃棄物対策指針の【技 1-11-1-1】災害廃棄物等の発生量の推計]

表 3-4 地震災害の被害区分別の種類別割合

被害区分	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材
液状化・揺れ※ ¹	8.0%	28.0%	58.0%	3.0%	3.0%
火災（木造）※ ²	0.1%	65.0%	31.0%	4.0%	0.0%
火災（非木造）※ ³	0.1%	20.0%	76.0%	4.0%	0.0%

※1：首都直下型地震の種類別割合

※2：南海トラフ巨大地震及び首都直下型地震の種類別割合

※3：南海トラフ巨大地震の種類別割合

[資料：災害廃棄物対策指針の【技 1-11-1-1】災害廃棄物等の発生量の推計]

表 3-5 水害の発生原単位

被害区分		発生原単位	備考
水害	床上浸水	4.60t/世帯数	浸水深0.5m以上
	床下浸水	0.62t/世帯数	浸水深0.5m未満

[資料：災害廃棄物対策指針の【技 1-11-1-1】災害廃棄物等の発生量の推計]

表 3-6 水害の被害区分別の種類別割合

被害区分	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材
床上・床下 浸水被害	38.6%	9.1%	4.3%	2.6%	16.8%
	危険物・有害物	思い出の品・貴重品	廃家電類	土砂	
	0.5%	0.1%	1.9%	26.1%	

[資料：常総市水害廃棄物組成調査報告（国立環境研究所・日本環境衛生センター、平成 27 年 10 月実施）]

（2）地震による災害廃棄物発生量

地震の被害想定に基づく災害廃棄物の発生量を表 3-7 に、種類別発生量を表 3-8 に示します。大正型関東地震では約 96 万 t、都心南部直下地震では約 3.5 万 t の災害廃棄物の発生が推計されます。

表 3-7 地震災害の災害廃棄物発生量

被害状況			被害想定 (棟)	災害廃棄物 発生量 (t)
大正型 関東地震	液状化・揺れ	全壊	4,630	745,430
		半壊	2,530	80,960
		合計	7,160	826,390
	火災被害	木造※	1,134	121,338
		非木造※	126	17,010
		合計	1,260	138,348
	合計		-	964,738
都心南部直下地震	液状化・揺れ	全壊	90	14,490
		半壊	650	20,800
		合計	740	35,290
	火災被害	木造	0	0
		非木造	0	0
		合計	0	0
	合計		-	35,290

※火災被害の合計棟数の9割を木造の被害棟数とし1割を非木造の被害棟数としています。

表 3-8 地震災害の種類別発生量

単位：t

被害状況			可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材
大正型 関東地震	液状化・揺れ	全壊	59,634	208,720	432,350	22,363	22,363
		半壊	6,477	22,669	46,956	2,429	2,429
		合計	66,111	231,389	479,306	24,792	24,792
	火災被害	木造	121	78,748	37,615	4,854	0
		非木造	17	3,402	12,911	680	0
		合計	138	82,150	50,526	5,534	0
	合計		66,249	313,539	529,832	30,326	24,792
都心南部直下地震	液状化・揺れ	全壊	1,159	4,057	8,404	435	435
		半壊	1,664	5,824	12,064	624	624
		合計	2,823	9,881	20,468	1,059	1,059
	火災被害	木造	0	0	0	0	0
		非木造	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0	0
	合計		2,823	9,881	20,468	1,059	1,059

(3) 水害による災害廃棄物発生量

水害の被害想定に基づく災害廃棄物の発生量を表 3-9 に、種類別発生量を表 3-10 に示します。相模川では約 4.7 万 t、小出川では約 0.9 万 t、目久尻川では約 1.9 万 t の災害廃棄物の発生が推計されます。

表 3-9 水害の災害廃棄物発生量

被害区分		被害想定 (棟)	災害廃棄物発生量 (t)
相模川	床上浸水	9,960	45,816
	床下浸水	2,270	1,407
	合計	12,230	47,223
小出川	床上浸水	1,930	8,878
	床下浸水	670	415
	合計	2,600	9,293
目久尻川	床上浸水	3,570	16,422
	床下浸水	3,610	2,238
	合計	7,180	18,660

表 3-10 水害の種類別発生量

単位：t

被害区分		可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	危険物・有害物	思い出の品・貴重品	廃家電類	土砂
相模川	床上浸水	17,685	4,169	1,970	1,191	7,697	229	46	871	11,958
	床下浸水	543	128	61	37	236	7	1	27	367
	合計	18,228	4,297	2,031	1,228	7,933	236	47	898	12,325
小出川	床上浸水	3,426	808	382	231	1,492	44	9	169	2,317
	床下浸水	160	38	18	11	70	2	0	8	108
	合計	3,586	846	400	242	1,562	46	9	177	2,425
目久尻川	床上浸水	6,340	1,494	706	427	2,759	82	16	312	4,286
	床下浸水	864	204	96	58	376	11	2	43	584
	合計	7,204	1,698	802	485	3,135	93	18	355	4,870

3. 3 既存廃棄物処理施設の処理可能量

1) 処理フロー

図 3-2 に災害廃棄物の処理フローを示します。

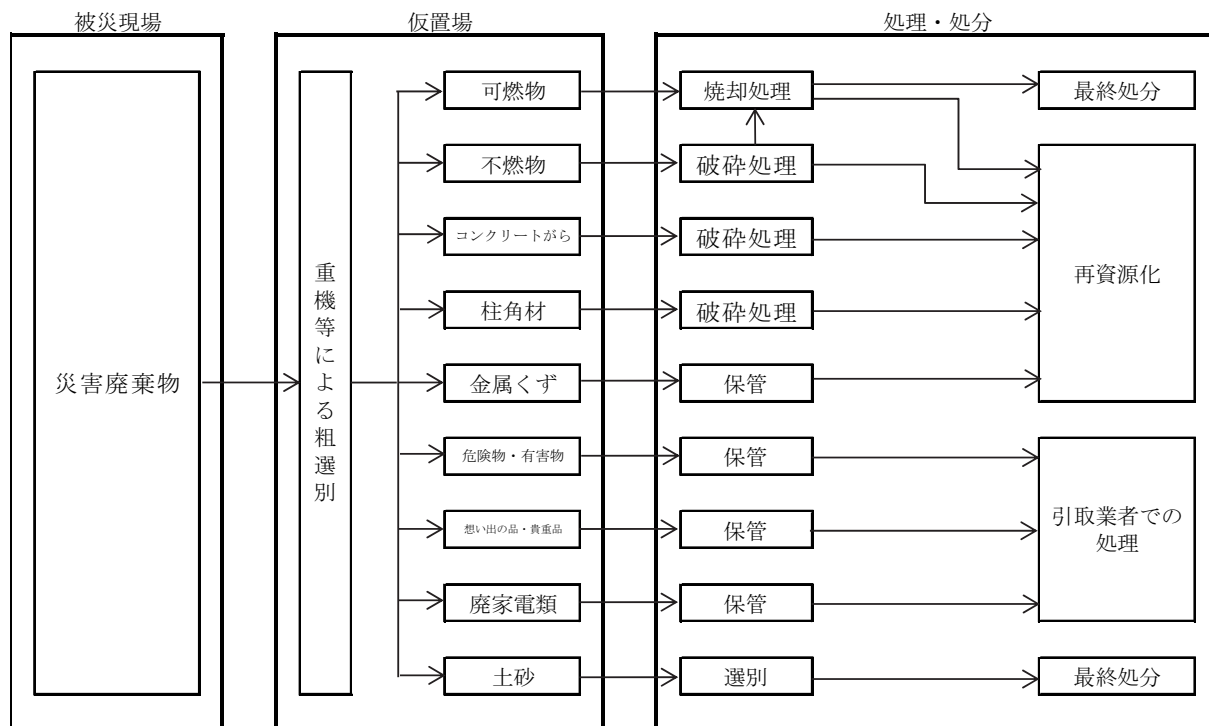


図 3-2 処理フロー図

表 3-1 1 種類ごとの処理方法

種 類	主な処理方法	処理後の主な処分・資源化方法
可燃物	焼却処理	・ 埋立処分
不燃物	破碎処理	・ 焼却または有価物として売却
コンクリートがら	破碎処理	・ 路盤材 ・ 埋戻し材
金属くず	保管	・ 有価物として売却
柱角材	破碎処理	・ 紙原料 ・ 燃料
廃家電	保管	・ リサイクル
危険物・有害物	保管	・ 引取業者での処理
思い出の品・貴重品	保管	・ 町で保管
土砂	選別	・ 埋立処分

2) 処理対象物

表 3-1 2 に処理対象物一覧表を示します。可燃物、不燃物は寒川町・茅ヶ崎市の環境事業センターで可能な限り処理を行います。町で処理できないその他の災害廃棄物については産業廃棄物処理施設や広域処理、引取業者で処理します。

表 3-1 2 処理対象物一覧表

災害廃棄物	処理施設			引取業者
	環境事業センター	産業廃棄物処理施設	広域処理	
可燃物	◎	○	○	—
不燃物	◎	○	○	—
コンクリートがら	—	○	○	—
金属くず	—	—	—	○
柱角材	—	○	○	—
廃家電	—	—	—	○
危険物・有害物	—	○	○	○
思い出の品・貴重品	◎	—	—	—
土砂	—	○	○	—

◎：環境事業センターで処理可能

○：外部で処理可能

—：処理不可

3) 一般廃棄物処理施設での処理可能量

表 3-13 に一般廃棄物処理施設での処理可能量を示します。環境事業センターごみ焼却処理施設では発災後 3 年間で約 1.4 万 t の処理が可能と推計されます。環境事業センター粗大ごみ処理施設では発災後 3 年間で約 0.3 万 t の処理が可能と推計されます。

図 3-3 に焼却処理可能量を示します。大正型関東地震及び相模川の災害で発生する可燃物は、ごみ焼却施設では全量进行处理しきれないため、大正型関東地震では約 5.3 万 t、相模川では約 0.5 万 t を産業廃棄物処理施設または県外などで処理を行います。

図 3-4 に破碎処理可能量を示します。小出川以外の災害で発生する不燃物は、粗大ごみ処理施設では全量进行处理しきれないため、産業廃棄物処理施設または県外などで処理を行います。なお、柱角材は剪定枝より大きいため、粗大ごみ処理施設では処理ができないものとします。また、コンクリートがらも粗大ごみ処理施設では処理ができないものとします。

現在、令和 7 年度から竣工に向けて環境事業センター内に新粗大ごみ処理施設の整備を進めています。なお、新粗大ごみ処理施設で災害廃棄物の処理を行った場合の処理可能量の推計は資料編に記載します。

表 3-13 一般廃棄物処理施設での処理可能量

施設名称	環境事業センター ごみ焼却施設	環境事業センター 粗大ごみ処理施設
処理能力	360t/日 (120t/日×3 炉)	50t/日 (1 基)
稼働日数 ^{※1}	280 日/年	296 日/年
年間処理能力	100,800t/年	14,800t/年
年間処理実績 ^{※2}	66,013t/年	6,134t/年
町の処理割合 ^{※3}	16.5%	15.1%
処理能力低下分 ^{※4}	21,168t/年	3,108t/年
1 年目の処理可能量 ^{※5}	2,247t/年	839t/年
2 年目以降の処理可能量 ^{※6}	5,740t/年	1,309t/年
町の処理可能量 (3 年間)	13,727t	3,457t

※1：稼働日数は、想定の日数とします。

※2：年間処理実績は、平成 30 年度の処理実績とします。

※3：町の処理割合は、平成 30 年度の茅ヶ崎市との搬入割合より設定しています。

※4：処理能力低下分は、年間処理能力×21%（被災率）より算出しています。

※5：1 年目の処理可能量は、（年間処理能力－年間処理実績－処理能力低下分）×町の処理割合より算出しています。

※6：2 年目以降の処理可能量は、（年間処理能力－年間処理実績）×町の処理割合より算出しています。

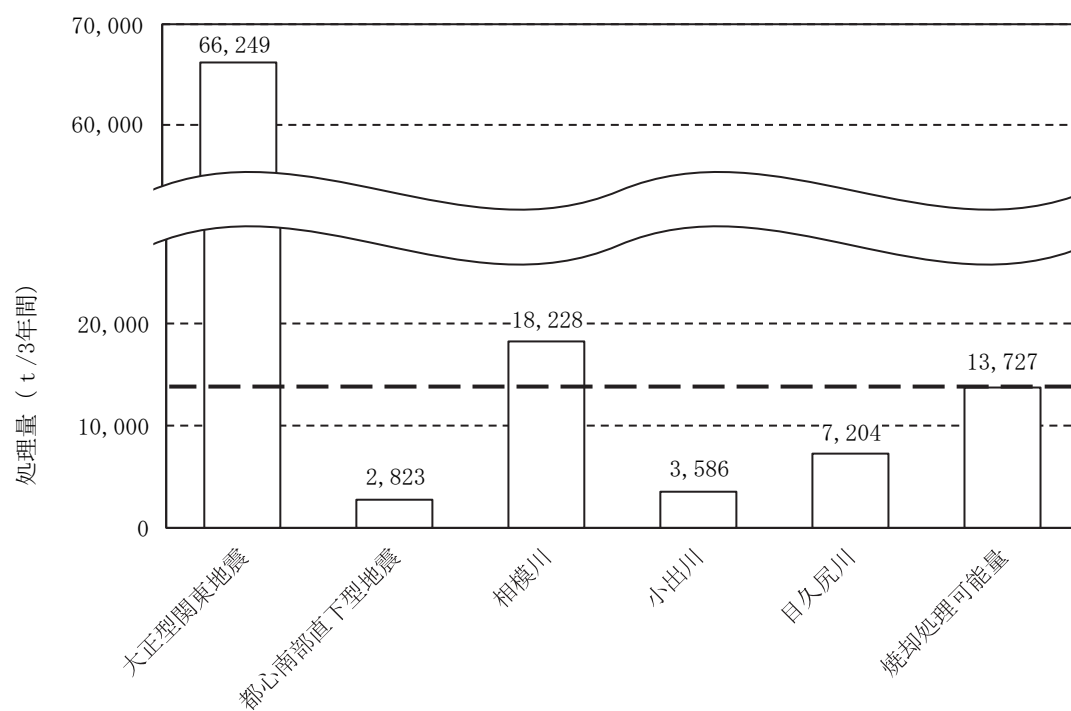


図 3-3 可燃物の焼却処理可能量

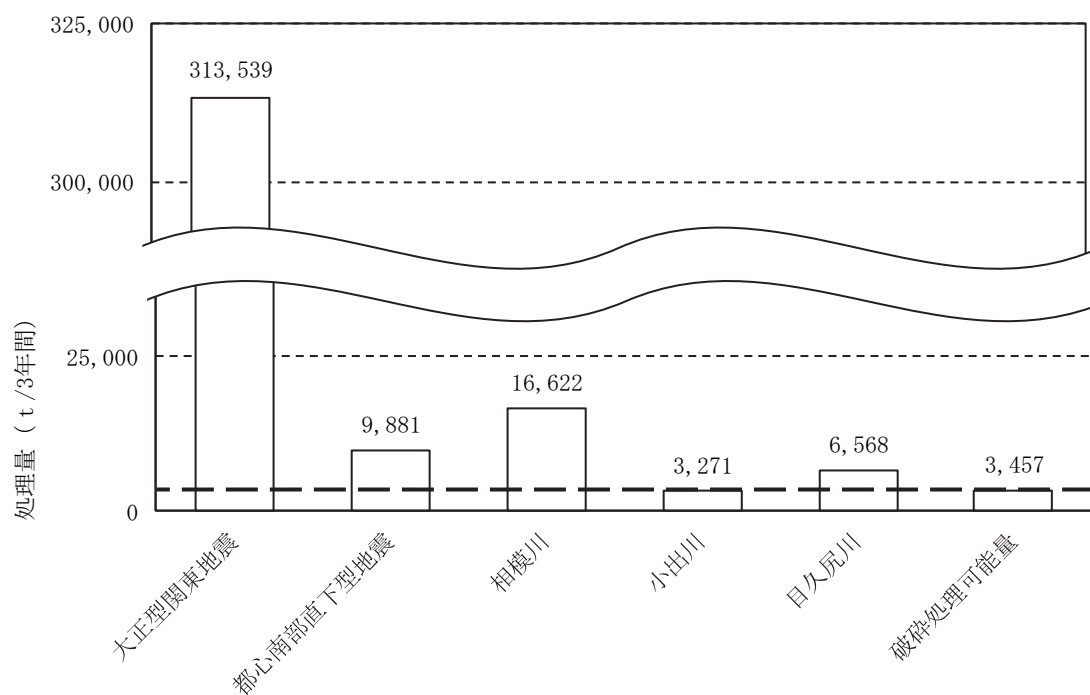


図 3-4 不燃物の破碎処理可能量

4) 県内産業廃棄物処理施設での処理可能量

一般廃棄物処理施設で発生した災害廃棄物の全量が処理できなかった場合、県内産業廃棄物処理施設に処理委託を行い処理します。

(1) 推計方法

産業廃棄物処理施設の処理可能量は、産業廃棄物行政組織等調査報告書平成 28 年度実績（環境省、平成 31 年 3 月）と災害廃棄物対策指針の【技 1-11-2】災害廃棄物等の要処理量の試算と処理施設における処理可能量との比較検討（平成 26 年 3 月）に記載されているデータを元に推計します。なお、詳細な推計方法は資料編に記載します。

表 3-1 4 に全国に対する神奈川県の間処理量を示します。焼却処理の場合は約 490 万 t/年で、破碎処理の場合は約 2,950 万 t/年となります。

表 3-1 5 に神奈川県に対する町の処理可能量を示します。焼却処理の場合は約 4.2 万 t/年で、破碎処理の場合は約 48 万 t/年となります。

表 3-1 4 全国に対する神奈川県の年間処理量

項目		全国	神奈川県
焼却処理量	設置数	2,996	119
	処理量 (t/日)	419,548	16,484
	年間処理量 (t/年)	124,186,208	4,879,264
破碎処理量	設置数	10,253	192
	処理量 (t/日)	5,319,036.8	99,605
	年間処理量 (t/年)	1,574,434,893	29,483,080

[資料：産業廃棄物行政組織等調査報告書平成 28 年度実績（環境省、平成 31 年 3 月）]

表 3-1 5 神奈川県内に対する町の処理可能量

項目		神奈川県			町	
		一般廃棄物 処理施設	産業廃棄物 処理施設	比率	環境事業 センター	産業廃棄物 処理施設
焼却処理量	処理能力(t/年)	3,125,360	4,879,264	1.56	5,740	8,954
	1年目(t/年)	106,090	291,975	2.75	2,247	6,179
	2年目以降(t/年)	156,268	487,926	3.12	5,740	17,909
	3年間の合計(t)	418,626	1,267,827	—	13,727	41,997
破碎処理量	処理能力(t/年)	425,648	29,483,080	69.27	1,309	90,674
	1年目(t/年)	85,130	11,793,232	138.53	839	116,227
	2年目以降(t/年)	85,130	11,793,232	138.53	1,309	181,336
	3年間の合計(t)	255,390	35,379,696	—	3,457	478,899

(2) 処理可能量

図 3-5 に焼却処理可能量を示します。相模川で発生する可燃物は県内産業廃棄物処理施設を利用することで処理可能となります。大正型関東地震で発生する可燃物の全量の処理は不可能と推計されます。そのため、処理し切れない可燃物は他市町村または県外での広域処理を行います。

図 3-6 に破碎処理可能量を示します。大正型関東地震で発生する不燃物、柱角材、コンクリートがらの全量の処理は不可能と推計されます。そのため、処理し切れない不燃物、柱角材、コンクリートがらは他市町村または県外での広域処理を行います。

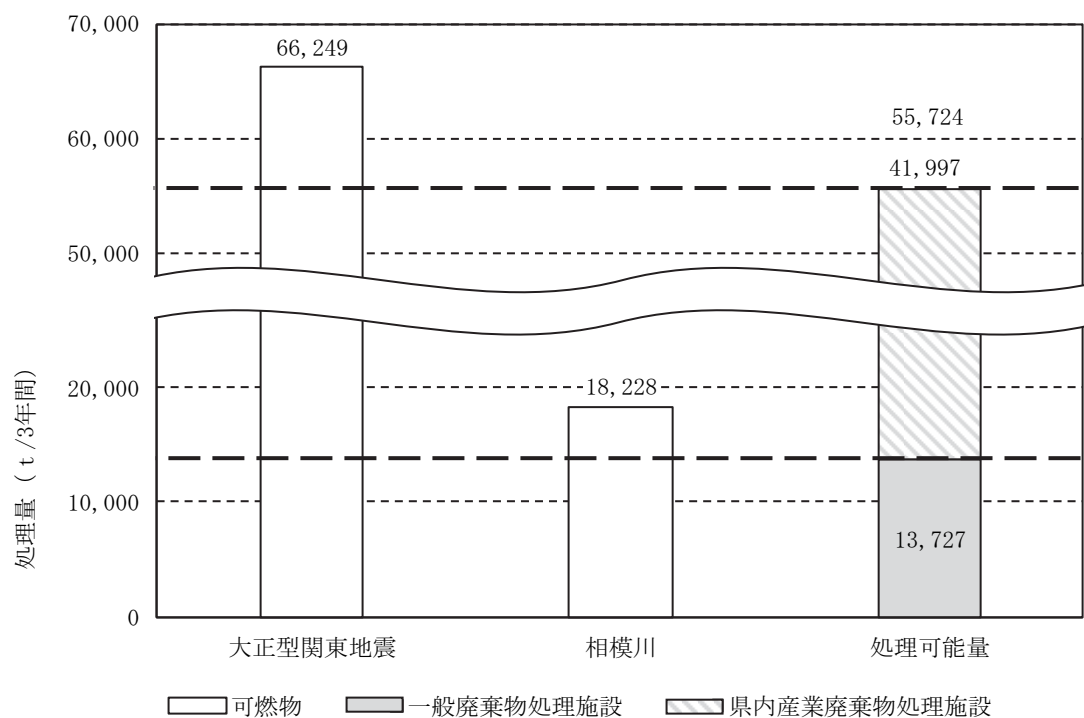


図 3-5 焼却処理可能量

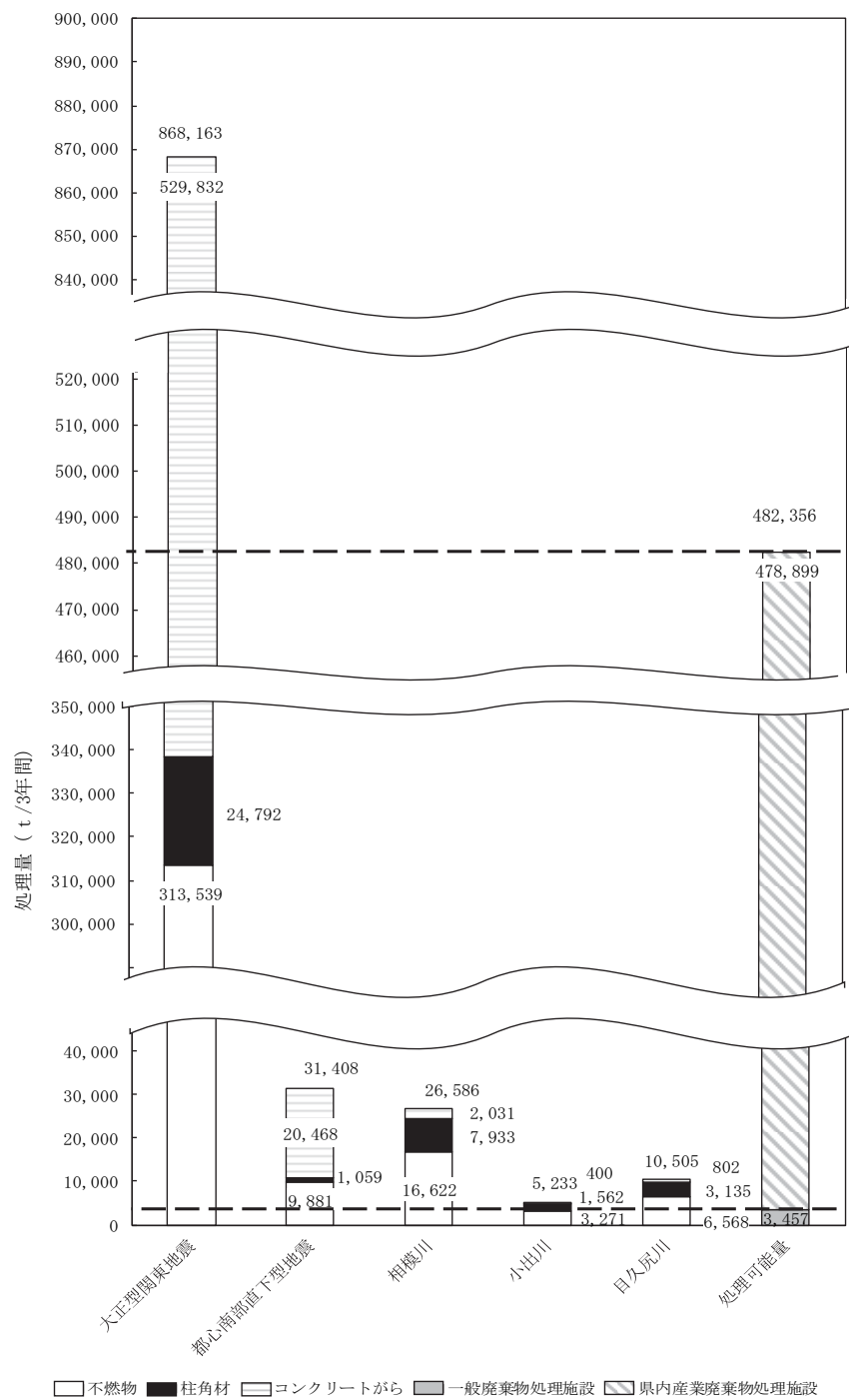


図 3-6 破碎処理可能量

5) 広域処理（他市町村及び県外）

表 3-16 に可燃物の広域処理量を、表 3-17 に不燃物、コンクリートがら、柱角材の広域処理量を示します。大正型関東地震で発生した可燃物、不燃物、柱角材、コンクリートがらは広域処理となります。なお、地震被害は同時に神奈川県内の各市町村から大量の災害廃棄物が発生するため、推計結果より少ない処理可能量となる可能性があります。そのため、平常時より他市町村や事業者との協力支援体制を構築する必要があります。

表 3-16 可燃物の広域処理量

項目	処理 可能量	各施設での処理量※1				
		大正型関東 地震	都心南部直 下型地震	相模川	小出川	目久尻川
処理対象物		可燃物	可燃物	可燃物	可燃物	可燃物
発生量(t)		66,249	2,823	18,228	3,586	7,204
環境事業センター 処理量(t)	13,727	13,727	2,823	13,727	3,586	7,204
県内産業廃棄物 処理量(t)	41,997	41,997	—	4,501	—	—
広域処理量(t)		10,525	—	—	—	—

※1：各施設の処理量は発生量が処理施設の処理可能量を下回った場合、発生量はその施設での処理量となります。また、処理可能量を上回った場合は、上回った量が処理量となります。

※2：本計画では、災害の種類や規模によって県内市町村の処理可能量が不明なため、広域処理に含めて計算しています。

※3：災害の種類や規模により、協定のとおり県内市町村で災害廃棄物の処理が行える場合は、湘南東ブロック内、湘南地域県政総合センター所管市町村、県内市町村の順で処理を行います。

表 3-17 不燃物、コンクリートがら、柱角材の広域処理量

項目	処理 可能量	各施設での処理量※1				
		大正型関東 地震	都心南部直 下型地震	相模川	小出川	目久尻川
処理対象物		不燃物、 コンがら、 柱角材	不燃物、 コンがら、 柱角材	不燃物、 コンがら、 柱角材	不燃物、 コンがら、 柱角材	不燃物、 コンがら、 柱角材
発生量(t)		868,163	31,408	14,261	2,808	5,635
環境事業センター 処理量(t)	3,457	3,457	3,457	3,457	2,808	3,457
県内産業廃棄物 処理量(t)	478,899	478,899	27,951	10,804	—	2,178
広域処理量(t)		385,807	—	—	—	—

※1：各施設の処理量は発生量が処理施設の処理可能量を下回った場合、発生量はその施設での処理量となります。また、処理可能量を上回った場合は、上回った量が処理量となります。

※2：本計画では、災害の種類や規模によって県内市町村の処理可能量が不明なため、広域処理に含めて計算しています。

※3：災害の種類や規模により、協定のとおり県内市町村で災害廃棄物の処理が行える場合は、湘南東ブロック内、湘南地域県政総合センター所管市町村、県内市町村の順で処理を行います。

3. 4 収集・運搬

1) 災害廃棄物の収集・運搬

図 3-7 に災害廃棄物の収集・運搬フローを示します。災害廃棄物の収集・運搬や仮置場から廃棄物処理施設への運搬は表 3-18 に示す車両を用いて行います。また、平常時に関係団体等と調整を行い、発災時に使用する車両や台数について整理します。なお、避難所ごみやし尿の収集・運搬は平常時に使用している車両を使用します。水害時には、水分を含んだ畳や家具類の重量のある災害廃棄物が発生するため、積込・積降には重機が必要になります。また、収集・運搬車両は、平積みダンプ等を使用します。

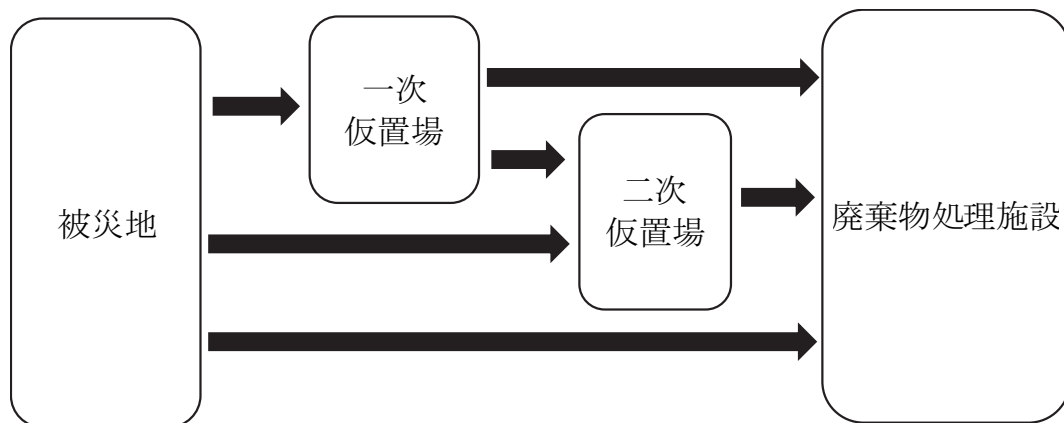


図 3-7 災害廃棄物の収集・運搬フロー

表 3-18 災害廃棄物の収集・運搬車両

目的	車両（例）
災害廃棄物の収集・運搬	・ 平積みダンプトラック ・ 深あおり式清掃ダンプトラック ・ 天蓋付き清掃ダンプトラック ・ ダンプトレーラー ・ 着脱装置付きコンテナ自動車 ・ 床面搬送装置装着車 等

2) 収集・運搬車両台数の推計

(1) 推計方法

表 3-19 に運搬車両台数の推計式を示します。推計するにあたり、運搬車両は土砂等が運搬できる 10t ダンプトラックを想定します。また、収集運搬の作業日数は日曜日を除く 620 日（2 年間）とします。なお、発災時には被災状況等に応じて条件を決定し、運搬車両台数を推計します。

表 3-19 運搬車両台数の推計式

項目		内容	備考
推計式		必要運搬車両台数（台/日） ＝災害廃棄物発生量（ m^3 ）÷1 台当たりの 運搬可能量（ $\text{m}^3/\text{台}$ ）÷作業日数（日）	—
条件	運搬車両	10t ダンプトラック （積載量 $6.0\text{m}^3/\text{台}$ ）	—
	廃棄物見かけ比重※	可燃物： $0.4\text{ t}/\text{m}^3$ 不燃物： $1.1\text{ t}/\text{m}^3$	—
	作業日数	620 日（作業期間は 2 年間）	365 日 － 52 日（日曜日のみ） ≒ 約 310 日/年
	運搬距離	7km	寒川町の南北距離（県道 46 号）
	1 台の往復回数	6 回/日	作業時間 8 時間（8 時～17 時） 片道 10 分（時速 $40\text{km}/\text{時}$ ） 積込・積降で 1 時間とする

※「災害廃棄物対策指針の【技 1-14-4】仮置場の必要面積の算定方法」を参考に設定しています。

(2) 被災想定に基づく推計結果

表 3-20 に運搬車両必要台数の推計結果を示します。大正型関東地震では、1 日に 47 台の 10t ダンプトラックが必要と推計されます。また、都心南部直下地震では、1 日に 3 台の 10t ダンプトラックが必要と推計されます。相模川の水害被害では、1 日に 4 台の 10t ダンプトラックが必要と推計されます。

表 3-20 運搬車両必要台数の推計結果

想定災害		廃棄物 (t)	容量 (m ³)	総車両必要 台数 (台)	必要運搬車両 台数 (台/日)
大正型関東 地震	可燃物	91,041	227,603	37,934	11
	不燃物	873,697	794,270	132,378	36
	合計	964,738	1,021,873	170,312	47
都心南部直 下地震	可燃物	3,882	9,705	1,618	1
	不燃物	31,408	28,553	4,759	2
	合計	35,290	38,258	6,377	3
相模川	可燃物	26,161	65,403	10,901	3
	不燃物	21,062	19,147	3,191	1
	合計	47,223	84,550	14,092	4
小出川	可燃物	5,148	12,870	2,145	1
	不燃物	4,145	3,768	628	1
	合計	9,293	16,638	2,773	2
目久尻川	可燃物	10,339	25,848	4,308	2
	不燃物	8,321	7,565	1,261	1
	合計	18,660	33,413	5,569	3

3) 運搬車両の確保

災害廃棄物の運搬車両は、湘南地域県政総合センターまたは協定締結団体に車両提供の支援要請を行い確保します。表 3-2 1 に収集・運搬に関する協定一覧を示します。支援要請を行っても運搬車両が不足する場合は、収集運搬業者に業務委託等をして運搬車両の確保を行います。なお、平常時に使用しているごみの収集・運搬車両は避難所や家庭から排出されるごみの収集に使用します。

表 3-2 1 収集・運搬に関する協定一覧

協定名称	協定締結先
神奈川県湘南地域県政総合センター管内 5 市 3 町 1 一部事務組合間に於ける一般廃棄物の処理に係る相互援助協定書	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、秦野市伊勢原市環境衛生組合
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	DOWA エコシステム株式会社
災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	有限会社寒川公衆衛生社

4) 収集運搬ルート検討

がれき等の収集・運搬ルートは一次仮置場や二次仮置場の開設状況等を考慮し、計画します。収集・運搬ルートは、表 3-2 2 に示す事項に留意し、図 3-8 に示す緊急輸送道路を中心に検討します。

表 3-2 2 収集・運搬ルートの留意事項

留意事項
・ 収集・運搬ルートは、仮置場の開設場所や道路や落橋等の被災状況を考慮して計画します。 ・ 仮置場への搬入は収集運搬車両が集中するので、交通渋滞に配慮したルート計画にします。その他に緊急物資の輸送車両や生活ごみの収集・運搬車両も利用する場合を想定し効率的なルート計画を作成します。 ・ 災害初動期以降は対策の進行により搬入が可能な仮置場が移るなどの変化があるため、GPS と複数の衛星データ等（空中写真）を用い、変化に応じて収集・運搬ルートが変更修正できるようにします。 ・ 災害廃棄物が道路上に排出されている場合もあるため、収集・運搬ルートの災害廃棄物を除去する車両と人員を用意します。

